

旧優生保護法の司法判断

— 大阪高裁2023（令和5）年3月23日 —

梶原 洋生

日本社会事業大学

A judicial decision on the former Eugenic Protection Act by the Osaka High Court on March 23, 2023

Kajiwara Yousei

Japan College of Social Work

Abstract : In recent years, Japan has been seeing a series of lawsuits across the country regarding the so-called former Eugenic Protection Act. The law came into effect in 1948 and remained in place until 1996. In fact, numerous people with disabilities had been forcibly sterilized based on the provisions of this law. In response, a number of people affected by the law individually filed lawsuits, arguing that such cases violated human rights and the Constitution. Several courts have already ruled in support of the plaintiffs, deeming the law to be unconstitutional and ordering the state to pay compensation. Leveraging an opportunity to look at an Osaka High Court ruling on March 23, 2023, I examined this judicial decision while reviewing some relevant literature.

Key Words : former Eugenic Protection Act, sterilization, judicial decision

抄録 : 近年の日本では、いわゆる旧優生保護法について、各地で訴訟が相次いでいる。当該法律は1948年に施行され、1996年まで続いていた。じつは、その規定に基づいて、障害を有する沢山の人が強制的に不妊手術を施されてきたのである。そこで、これらに該当する複数人がそれぞれの訴訟を展開しながら、こういった事案は人権侵害であって憲法に反することだったと主張するに至った。訴えを認めて憲法違反とし、国に損害賠償を命じた裁判の例も既に幾つか出てきている。私は2023（令和5）年3月23日に示された大阪高等裁判所の判決に触れたので、今回の司法判断を整理して報告し、若干の文献的考察を加えたいと考えた。

キーワード : 旧優生保護法、不妊手術、司法判断

1. はじめに

日本においては、いわゆる旧優生保護法についての訴訟が、近年各地で相次いだ¹⁾。これらは2018年から広まっていて、国家賠償を求める民事訴訟が全国で見られる状況である²⁾。当該法律は1948年に施行され、1996年まで続いていたのであり³⁾、じつはその規定に基づき、障害を有する沢山の人が強制的に不妊手術を施されてきた。後藤（2024）は実際

の審査体制を追う⁴⁾。

目下は現に手術を施された複数人がそれぞれの訴訟を展開しながら、こういった事実は人権侵害で憲法に反していたと主張するのであって、責任が問われている。この点、最初は各裁判所の判断でも、立法行為（改正しない不作為）について、憲法に反して違法であったとしたものの、それでも日本には民法724条後段の規定というものがあり、（いわゆる

「除斥期間」として) 20年間が経過してしまうと損害賠償請求権は消滅すると解されるとして、請求を棄却する判決が続いた。そしていま、流れが変わってきている。訴えを認めて憲法違反とするだけでなく、現在でも国に損害賠償を命じ得るとする裁判の例が幾つか出てきているのである。2022年2月22日に大阪高等裁判所が全国で初めて国家賠償請求を認めたのであった。安枝(2022)は流れを変えた高裁判決の法的論理を精査する⁵⁾。吉山(2023)も2022年以降の判決について、まとめと分析を展開する⁶⁾。石松(2023)は国家賠償請求訴訟における除斥期間問題を論じ⁷⁾、あるいは金子(2023)は救済法の立場から被害と救済を論じている⁸⁾。そして、私は同裁判所が以後に取扱った別裁判に出会った⁹⁾。すなわち大阪高等裁判所2023(令和5)年3月23日の判決に触れたので、司法判断を整理して報告し、若干の文献的考察を加えたい。

2. 事案の概要

事案の概要は以下のとおりである。すなわち「本件は、旧優生保護法に基づく優生手術を受けさせられたとする一審原告1、控訴人4及び控訴人5並びに一審原告1の配偶者である控訴人2及び控訴人4の配偶者である控訴人3(以下、同人らを『一審原告ら』という。)が、旧優生保護法は違憲無効であり、国会議員には旧優生保護法の規定を改廃しなかった立法不作為や偏見差別を解消する措置を講じなかった等の立法不作為がある」と主張する。「厚生大臣が優生手術を推進したことは違法であるし、厚生大臣及び厚生労働大臣には旧優生保護法を廃止し優生政策を抜本的に転換すべき義務等がある」として「これを怠った不作為がある」との主張を展開する。そして「被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、それぞれ損害賠償金1100万円(慰謝料3000万円のうち1000万円(一部請求)と弁護士費用100万円の合計額)及びこれに対する訴状送達の日から各支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め」たのである。この一審原告1については、「原審係属中の令和▲年▲月▲日に死亡し、妻である控訴人2が一審原告1の権利義務を相続して、本件訴訟手続上の地位を承継

した。そして、「原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却する旨の判決をした。そこで、控訴人らが原判決を不服としてそれぞれ控訴した。控訴人らは、当審において、後記3のとおり、新たな主張を追加するとともに各自の請求を拡張し、被控訴人に対し、それぞれ損害賠償金3300万円(慰謝料3000万円(全部請求)と弁護士費用300万円の合計額)及びこれに対する訴状送達の日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、控訴人2は、一審原告1の訴訟承継人として、当審において一審原告1の請求を拡張し、被控訴人に対し、上記と同額の支払を求めている。なお、控訴人4は、当審係属中の令和▲年▲月▲日に死亡し、夫である控訴人3が控訴人4の権利義務を相続して、本件訴訟手続上の地位を承継した。」とする。

3. 裁判所の判決における主文

裁判所の判決における主文は以下のとおりである。すなわち、「1 原判決を次のとおり変更する。2 被控訴人は、控訴人2に対し、1650万円及びこれに対する平成30年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。3 被控訴人は、控訴人3に対し、1650万円及びこれに対する平成30年10月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。4 被控訴人は、控訴人5に対し、1650万円及びこれに対する平成31年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。5 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。6 訴訟費用は、被控訴人と控訴人2との関係では第1、2審を通じてこれを4分し、その1を被控訴人の、その余を控訴人2の各負担とし、被控訴人と控訴人3との関係では第1、2審を通じてこれを4分し、その1を被控訴人の、その余を控訴人3の各負担とし、被控訴人と控訴人5との関係では第1、2審を通じてこれを2分し、その1を被控訴人の、その余を控訴人5の各負担とする。7 この判決は、第2項、第3項及び第4項に限り、仮に執行することができる。ただし、被控訴人が控訴人2に対して1500万円、控訴人3に対して1500万円、控訴人5に対して1500万円の各担保を供するときは、それぞれ第2項、第3項及び第4項に係る仮執行を免れるこ

とができる」とした。平成31年法律第14号の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の3条は「国は、この法律の定めるところにより、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金を支給する。」としながら4条で「一時金の額は、三百二十万円とする」としているから、この主文と比し、金額の大小に開きがある。

4. 事実の様相

既に本件と同種の事案に関する裁判が複数ある。請求を認めたなかで、民法724条後段の規定が例外を一切許容しないものではないとしてきた。時効停止の規定の法意に照らし、「著しく正義・公平の理念に反するような特段の事情」がある場合には例外が認められるとしたのである。本件でも裁判所は例外が認められる「特段の事情」があったとし、主文のように判断することとなった。これは「本件訴えがいずれも除斥期間経過後に提起されたことについても、被控訴人が一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況を殊更に作出したことによるものと評価せざるを得ない。」と考えられたのである。理由として判決の中で挙げられた事実のうち、ここに特記すべきと思われたのは以下の様相である。

第一に、「被控訴人は、前述したとおり、人格価値の平等を保障する日本国憲法の施行直後であるにもかかわらず、それを真っ向から否定する目的の下、社会的弱者である一審原告らに特別の不利益を与えて、その憲法上の権利等を違法に侵害することが明白な旧優生保護法を成立させたのであるから、当然のことながら、憲法尊重擁護義務を負う国会議員は、制定時から少なくとも同法の本件目的条項や優生条項を廃止して、前述したとおり、優生手術を受けた者に対して補償する責任があった」という。国会議員は責任を負っているにもかかわらず、「旧優生保護法を合憲で補償する必要もないものとして、平成8年に至るまで同法を存続させてきたが、その行為は、一審原告らに、国賠法に基づき、優生条項が自己の憲法上の権利等を明らかに違法に侵害するものであることを主張立証して被控訴人に対する損害賠償請求権を行使することを余儀なくさせた上に、規範的にみて、一審原告らの権利行使、すなわ

ち、旧優生保護法が明らかに一審原告らの憲法上の権利等を違法に侵害するものであることを認識するのを妨げる行為」であったとした。第二に、「法律を誠実に執行する責任を負う行政府（憲法73条1号）」は「憲法の規定に違反することを理由として旧優生保護法の執行を拒否することはできないとしても、同法に基づく優生手術は、特定の障害又は疾病を有する者の不可侵であるはずの身体の自由につき生殖機能の除去という強度の侵襲を加えて特別の不利益を与えるものだけに、同法3条に基づく優生手術については、その対象から未成年者、精神病患者又は精神薄弱者を除外して事理弁識能力のある対象者等の同意を要件とし、また、同法4条に基づく優生手術については、再審査の申請やそれに基づく決定に対して訴訟の提起ができるとされており、被控訴人も、施行当時、それらによって人権保障についても十分な配慮がされているから憲法の規定に違反するものではない旨述べていた」ことを挙げ、「旧優生保護法を執行する行政府」も「憲法31条の規定する適正手続の保障の趣旨に照らして、上記対象者が優生手術を受けるに当たって、同法3条に基づく場合には、その同意が自由な意思に基づくことを、同法4条に基づく場合には、審査会の決定に対して再審査の申請や訴訟の提起により争い得ることを、それぞれ担保するために、対象者等がその法的根拠や理由を理解できる程度に、同法3条の同意を得る際の説明や、同法5条1項による通知がされるように同法を執行すべき責任があった」とした。行政府も、「旧優生保護法が憲法の規定に違反するものではないことを前提に、優生手術の実施に際しても、前述したような、対象者等の同意を得る際や、審査会の決定を通知する際に、障害や疾病を有する対象者が優生手術を受ける法的根拠やその理由を十分に理解できるように説明することを」指示しなかったし「前記通知においても『優生手術を行うことを適当と認める。』とのみ記入することで足りるとし（前提事実（1）オ）、むしろ、昭和27年の改正の際には、旧優生保護法3条の同意に関して、後日の紛争防止のために義務付けていた該当要件や優生手術であることが明記された書面による要式行為性やその書面の保管義務を定めた規定を合理的な理由もなく削除し、審査を要件とする手術の実施についても、真にやむ

を得ない限度において、身体の拘束、麻酔薬施用又は欺罔等の手段を用いることをも許容する本件次官通知を各都道府県知事宛てに発出した上、優生手術を実施してきた」と指摘した。その結果、「一審原告らがいずれも本件各手術を受けた経緯について述べるように、障害や疾病を抱える対象者が、自分の受けた手術が旧優生保護法に基づくものであること自体を認識するのが困難になった」ことは否定できないとし、行政府の行為は、「規範的にみて、一審原告らの権利行使、すなわち、一審原告らが優生手術を受けたことを認識するのを妨げる行為」であったとした。第三に、「当時の厚生大臣は、旧優生保護法に基づき優生手術を積極的に推進するとともに、また、文部大臣は、教育基本法（昭和22年法律第25号、ただし、平成18年法律第120号による改正前のもの）において、個人の尊厳を重んじ、日本国憲法の本質にのっとり（前文）、教育の目的として個人の価値をたつとぶこと（1条）が明記されているにもかかわらず、それが実現されるべき学校教育の場では、文部省検定済みの教科用図書において、優生思想が正当である旨の記載を容認するなど、優生手術の対象となった特定の障害又は疾患について、かねてからあった差別・偏見を正当化・固定化した上、これを相当に助長した」と述べ、「これらの施策が相まって、優生手術を受けた対象者において、その根拠である旧優生保護法が対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するものであることが明白であると認識することを、被控訴人が積極的に妨げてきた」とした。第四に、被控訴人が一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況を殊更に作出したことで「本件訴えの提起が除斥期間経過後にされたといえるか」についても、「被控訴人が、このように旧優生保護法を改廃せず、それが合憲であるものとして執行を続けるとともに、これに基づく国の施策を積極的に進めた」し、他方で「優生手術を実施するに当たっても、対象となる障害や疾病を有する者が十分に理解できるように法的根拠の説明や理由の通知をせず、逆に、有効性を担保するために義務付けていた書面による同意を合理的な理由もなく不要としたり、欺罔等の手段を用いることも容認してきた」と述べた。「被控訴人のこれらの行為によって、一審原告らは、本件各手術が旧優生保護法に基づく優生手術である

ことに加えて、同法が一審原告らの憲法上の権利等を違法に侵害することが明白であることの認識を妨げられた」と推認できるとした。第五に、「被控訴人は、昭和60年頃までには優生条項が憲法の規定に違反するおそれがあることやその被害についてようやく認識するようになった」と解されると述べ、「平成8年6月まで旧優生保護法の改正をせず、平成8年改正においても、対象者に対する差別に該当するとして、本件目的条項と共に優生条項（本件各規定）を削除したものの、それらが憲法の規定に違反するものであることを明確には言及せず、その後も、旧優生保護法に基づく優生手術は適法である旨の見解を表明した上、長期間にわたり被害の実態について調査をすることもなく、優生手術の対象者に対して権利侵害があったことを告知して過去に遡って金銭補償をするなど、対象者の憲法上の権利等を違法に侵害する旧優生保護法を立法したという先行行為に基づく責任を果たさず、被害救済のための補償措置も執ろうとしなかった」のだから、旧優生保護法を改正したということだけで「被控訴人がそれまでに殊更に作出した一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況を解消したとは評価できない。」と述べた。「優生手術の対象者のほとんどは、自分が受けた手術が旧優生保護法に基づく優生手術であることや、優生条項に係る立法行為が自己の憲法上の権利等を明らかに違法に侵害するものであることを認識できない」状態のままで、「優生手術時から20年が既に経過して平成8年改正を迎えたのであり、これは、一審原告1、控訴人4及び控訴人5も同様であった。」とした。第六に、「平成31年4月24日に一時金支給法が成立し、優生手術を受けた者に対して一時金を支給する旨が定められ」たことにも及んだ。同法の前文を引いて、「真摯に反省し、心から深くおわびする」との文言があるものの、「被控訴人は、本件訴訟においても、旧優生保護法の立法目的を支える立法事実の存在や立法目的の合理性を主張立証」するでもなく、なおも「優生条項が憲法の規定に違反するものであることを認めていない」ので、未だに被控訴人は「憲法の規定に違反するものであることを認めて、被控訴人に損害賠償責任があることを明言」するに至らない状態とした。

5. 司法判断

争点は例えば「優生手術実施の有無」、「旧優生保護法の違憲性」、「控訴人らの損害」、「民法724条後段の適用の可否」であったが、ここで特記すべきと思われるのは「民法724条後段の適用の可否」である。すなわち、「除斥期間の制度趣旨に鑑みれば、被害者側の事情を考慮して除斥期間の経過による効果を制限する例外を認めることは相当でない」とも言えるが、例外もあるとした。「不法行為の被害者が当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しなかった場合（平成10年判決参照）」を挙げ、また「被害者を殺害した加害者が、被害者の相続人において被害者の死亡の事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人がその事実を知ることができず、相続人が確定しないまま上記殺害の時から20年が経過した場合（平成21年判決参照）」を挙げた。「被害者やその相続人による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、しかも、その事由が、加害者の当該違法行為そのものに起因している場合のように、著しく正義・公平の理念に反する特段の事情があるときは、条理にもかなうよう、時効停止の規定（民法158条から160条まで）の法意等に照らして、例外的に除斥期間の経過による効果を制限することができる」と言う。裁判所は「本件における特段の事情の有無」について「旧優生保護法は、『優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する』ことを目的として、特定の障害又は疾患を有する者を『不良』とみなし、生殖機能を回復不可能にさせる優生手術を行うことを定めるものである。その立法目的は、極めて非人道的で、差別的なものであり、個人の尊厳を基本原理として、国民の権利自由と法の下での平等を保障した日本国憲法13条、14条1項に違反することは明らかであって、優生条項（本件各規定）は、立法目的が憲法の規定に明らかに違反している以上、審査会の審査を要件とするものはもちろん、それを前提に本人及び配偶者がした同意に基づくものも憲法の規定に違反するものである。日本国憲法は、国の最高法規であり（同法98条1項）、国務大臣、国会議員等の公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う（同法99条）ところ、昭和22年5月3日に人格価値の平等を保障する日本国憲法が施行され

た直後であるにもかかわらず、立法機関である国会を構成する国会議員は、日本国憲法の上記保障規定の趣旨を理解せず、逆に、優生思想に基づき、遺伝病者の出生を抑制して食糧不足を悪化させる人口の急速な増加を防止するという名の下に、人格価値の平等に背馳して、社会的弱者である特定の障害又は疾患を有する者に特別の不利益を与える内容の旧優生保護法を制定したものであって、それによる対象者の憲法上の権利等の侵害の程度は強度であって、国会議員による立法行為の違法性は極めて高いものといわざるを得ない。しかも、旧優生保護法は、前記権利利益の制約を公益目的により正当化するものであるが、生存権を保障するなど、国の責務として福祉国家の実現のために積極的な社会経済政策の実施を予定している日本国憲法は、経済的自由や財産権については、個人の精神的自由等に関する場合は異なり、その弊害等を除去・緩和するために必要かつ合理的な消極的・警察的措置を超えて、上記社会経済政策上の積極的な目的達成のために必要かつ合理的な規制措置を講ずることをも予定し、かつ許容しているというべきであるが（最高裁昭和47年11月22日大法廷判決・刑集26巻9号586頁、同昭和50年4月30日大法廷判決・民集29巻4号572頁参照）、精神的自由と同様に人格と直結するところの、子どもを産み育てて子孫を残すという生命の根源的な営みに関する自由（幸福追求権）や自己決定権についてまで、人格価値の平等を保障する日本国憲法が、母体保護等を目的とする消極的・警察的措置を超えて、上記のような社会政策実施の一手段として、前記社会的弱者についてのみ積極的に制約することを許容しているとは解することができないから、仮に旧優生保護法に優生手術に関する補償規定が設けられていたとしても、その制約を正当化することができないことは明らかである。さらに、その内容を公共の福祉に適合するように法律で定めるものとされ、公共のために用いることができることが明記されて（憲法29条2項、3項）、上記社会経済政策上の積極的な目的による制約に服する財産権であっても、その制限が一般的に当然受忍すべきものとされる制限の範囲を超え、特定の人に対し特別の犠牲を課したものである場合には、正当な補償が憲法上保障されており（憲法29条3項）、法律に損失補償を

認められた規定がなくとも、直接憲法29条3項を根拠として補償を請求することができる（最高裁昭和43年11月27日大法廷判決・刑集22巻12号1402頁参照）とされていることと比較すれば、社会政策上の積極的な目的による制約が許されないはずの一審原告らの上記憲法上の権利等が優生条項により強度に制約されたにもかかわらず、被控訴人が、本件訴訟において、私人間を規律する民法の除斥期間の適用を主張することによって、自らの賠償（補償）責任を免れるとするのは、その権利等の制約を財産権以上に過酷なものとする効果をもたらすことになるのであって、除斥期間が設けられた制度趣旨である法律関係の早期確定の要請を考慮しても、個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が到底容認するものではなく、その除斥期間を形式的に適用することは、最高法規である日本国憲法の前記基本原理に支配されるべき私法秩序（正義・公平の理念）に著しく反するというしかない。」と述べた。しかも、「本件訴えがいずれも除斥期間経過後に提起されたことについても、被控訴人が一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況を殊更に作出したことによるものと評価せざるを得ない。」としたのであった。そこで、「旧優生保護法の優生条項は、社会政策上の積極的な目的による制約が許されない、人格と直結するところの、子どもを産み育てて子孫を残すという生命の根源的な営みに関する自由（幸福追求権）や自己決定権」を、「社会的弱者である特定の障害又は疾病を有する者」について「積極的に制約し、生殖機能を奪うという特別の不利益を与えるものである」ので、「人格価値の平等を保障する憲法13条、14条1項に明らかに違反し、対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するもの」であって、「社会経済政策上の積極的な目的による制約に服する財産権においても、特別の犠牲を受忍させるときは憲法上補償を受ける権利が保障されていることに照らしても、そのような立法を行った被控訴人が、私人間を規律する民法の除斥期間の適用により賠償（補償）責任を免れることは、そもそも私法法規を支配する個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法が容認していない」と判断した。しかも、被控訴人が「一審原告らの権利行使を著しく困難とする状況」を「殊更に作出」したために、本件訴えの提起が除斥期間経過後にされた

と言えるとした。つまり、「立法とその執行の権能を有する被控訴人は、対象者の憲法上の権利等を明らかに違法に侵害する旧優生保護法を制定した以上、その時から同法を改廃するとともに、優生手術を受けた者に対する補償措置を講ずる責任を負っていたにもかかわらず、それを怠り、同法を合憲の法律として執行するのみならず、同法に基づく優生施策を積極的に推進することによって、その結果、優生手術の対象者の障害や疾病に対する社会的な差別・偏見を助長」したと言え、「これを危惧する家族の意識が過剰になる中で、本件各手術の経緯で認定したとおり、いずれも、本人の自由な意思による承諾がなく、また、優生手術の適応要件に関する審査が正しく行われぬまま本件各手術は行われた可能性が高いのであって、その際に、被控訴人は、障害や疾病を有する対象者が優生手術を受けるに当たってその法的根拠や理由について十分理解できるだけの説明や通知もしなかつたばかりか、有効性を担保する書面による同意も不要とした」と指摘する。その後についても「被控訴人は、制定から半世紀足らず経過した平成8年に旧優生保護法の本件目的条項や優生条項（本件各規定）を削除し、また、さらにそれから20年余り経過した後には一時金支給法を制定したとはいうものの、それからも、被控訴人は、一貫して、旧優生保護法が対象者の憲法上の権利等を違法に侵害するものであったことを認めず、その立法行為の違法性を争い、除斥期間の適用を主張するなどして、その責任を否定してきたのである」から、被控訴人のこのような「一連の行為」は、「一審原告らが前記障害を有することをとも考慮すると、一審原告1、控訴人4及び控訴人5が受けた本件各手術が旧優生保護法に基づくものであることはもとより、同法が一審原告らの憲法上の権利等を明らかに違法に侵害するものであることを認識する」のを、「客観的に不能にするものとはまではいえない」ものの、「著しく困難にする状況」というものを「殊更に作出した」とした。この場合にももし「損害賠償請求権に関して除斥期間を適用」するならば、「被控訴人が一審原告らの憲法上の権利等を明らかに違法に侵害した立法を制定したことによる損害を、何らの補償もないまま控訴人らに受忍させる結果」となってしまうと述べた。「私法秩序である正義・公平の理念が依拠

する個人の尊厳を基本原理とする日本国憲法」が容認しないと言う。「正義・公平の理念に著しく反する特段の事情」があったとした。

上記のように立法と行政との「一連の行為」を受け止めた本件裁判では以下の結論を導いている。先ず、「一審原告らが、国賠法に基づき、被控訴人の旧優生保護法の立法行為を違法として損害賠償請求権を行使するには、自己が同法に基づく優生手術を受けたことに加え、同法の内容が一審原告らの憲法上の権利等を違法に侵害することが明白であることを主張立証することを要するにもかかわらず、被控訴人は、前者については、前述したとおり、障害や疾病を有する対象者について自己の受けた手術が旧優生保護法に基づくものであることを認識するのが著しく困難な状況を殊更に作出したと評価できる上、後者についても、本件訴訟においてもなお、旧優生保護法の立法目的を支える立法事実の存在や立法目的の合理性を主張立証しないにもかかわらず、優生条項が一審原告らの前記憲法上の権利等を違法に侵害するものであることを認めず、それまでに殊更に作出したと評価できるところの、その明白性を一審原告らが認識するのを妨げられている状況を持続させていると評価せざるを得ないこと等の事情」を考慮すると言う。次に、「対象者自身が優生手術を受けたことを認識したことに加えて、優生条項が前記憲法上の権利等を違法に侵害することが明白になったとき、すなわち、被控訴人が、優生条項を憲法の規定に違反していると認めた時、又は、優生条項が憲法の規定に違反していることが最高裁判所の判決により確定した時のいずれか早い時期から6か月（これは、対象者の権利行使を著しく困難にする前記各事情がいずれも消滅した以上、除斥期間の立法趣旨である速やかな法律関係の確定が要請されるのであって、同趣旨の時効停止の規定（民法158条から160条まで）に準ずるべきである。）を経過するまでの間」は、「除斥期間の経過による効果が発生しないものと解するのが相当」としたのであった。

6. おわりに

裁判所は、こういった判断を行い、「本件訴えが提起された時点において、被控訴人は、優生条項が憲法の規定に違反していることを認めておらず、ま

た、優生条項が憲法の規定に違反していると判断した最高裁判所の判決も存在しないのであるから、いずれも、上記除斥期間の経過による効果が発生する前に本件訴えを提起しているというべきである。したがって、一審原告らの被控訴人に対する前記各損害賠償請求権は、除斥期間の経過によって消滅したとはいえない。」として、上記主文の判決を出した。

1948年の立法であるから、日本の「戦中戦後史」とも見れば、当時のGHQによる検閲がどうあったのかは重要な研究対象になろう。例えば、梶原（2020a）は1951年に北海道民生部が依頼した調査の報告書を取り上げ、進駐軍要員数が膨れ上がったため道内に流入した街娼らを「精神薄弱者」と論う行政資料だったと紹介している¹⁰⁾。また、この時代の日本で動きがあった立法としては、性病予防法や売春防止法などといった「性」に係るものが複数あるから、互いの関係性も注目してよい。梶原（2020b）は、1958年に兵庫県児童相談所が依頼した婦人寮調査の報告書が、「断種」を呼びかける行政資料だったと紹介する¹¹⁾。

本件裁判では1960年代の文部省検定済み学校教科書が国民優生政策を扱い、「国民の健康に悪影響を与える梅毒・麻薬・覚醒剤等を社会から駆逐」と記載していたという事実も示された。しかし、駆逐は当時の立法・行政が国民に各所で発した旗幟のようである。例えば、大蔵省印刷局発行の売春対策審議会編（1959）にも、巻頭言の「序にかえて」で「知能程度の低い者のみを扱うのだから」「苦心」とし、「白痴に近いものに対しては」「離島のような所に収容するより他に方法があるまい」とする記述がある。「売春の常習者はほとんど麻薬中毒者」とされ、「梅毒は徐々に人体を蝕むが」「麻薬の害毒は直ちに人体に及ぶ」と述べられた上で、「ほとんど全部が密輸」で「年間数百億の利益を、第三人に収められ」て日本の「人命が危地にさらされるとすれば」「由々しき社会問題」と記されていた¹²⁾。そもそも性搾取と不妊処置とは遠くない位置にあり得る。最寄りには、障害や病いもあり、困難もあっただろうか。

古川（1982）が述べたごとく、1960年代は公害等も起こり、障害児の養育に悩んだ親たちは追い込まれてもいた。日本中で「子殺し事件」は連続発生した¹³⁾。

かつてわが子の命を守った人がある。守られた人々がいて、いま、その最後の命を使って裁判をしている。

注

一般の報告については直接関連する利益相反がない。法律の表記や業界の用語例等は、史実の再現性を確保する研究の性質から判断し、原資料と同じ表現に留めている。1985年以前の動向は、各省庁名を省庁再編前の名称で表記している。

謝辞

国立女性教育会館で貴重な資料を閲覧させていただきました。ご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

文献

- 1) 新里宏二 (2021) 優生保護法訴訟違憲判決：除斥期間適用に正義はあるか、消費者法ニュース、127、147-149
- 2) 吉村良一 (2024) 「旧優生保護法訴訟」における民法724条後段 (旧規定) の適用制限に関する最近の下級審判決をどう見るか、立命館法学、411/412、520-547
- 3) 舟津悠紀 (2024) 「アーカイブ構築による優生保護法史研究」日本科学史学会編『プロジェクトにおける公文書調査事業科学史研究 [第Ⅲ期]』(308)、415-417
- 4) 後藤基行 (2024) 「優生保護法下における強制不妊手術の審査体制と議論」日本科学史学会編『プロジェクトにおける公文書調査事業科学史研究 [第Ⅲ期]』(308)、417-419
- 5) 安枝伸雄 (2022) 流れを変えた大阪・東京高裁判決の法的論理、賃金と社会保障、1807/1808、22-26
- 6) 吉山裕 (2023) 2022年の大阪・東京高裁以降の判決のまとめと分析、賃金と社会保障、1831/1832、18-24
- 7) 石松勉 (2023) 旧優生保護法国家賠償請求訴訟における除斥期間問題、福岡大学法学論叢、67(4)、569-691
- 8) 金子匡良 (2023) 優生保護法訴訟にみる被害と救済：救済法の視点から、賃金と社会保障、1831/1832、53-58
- 9) 最高裁判所裁判例情報システム (https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) 2024年4月6日アクセス
- 10) 梶原洋生 (2020a) 1951年刊行「街娼についての調査」の骨子—北海道の取組例が知れる原資料—、敬心・研究ジャーナル、4(2)、69-73
- 11) 梶原洋生 (2020b) 児童相談所の依頼による戦後の婦人寮調査—兵庫県社会福祉研究所「昭和23年度研究調査報告」から—、新潟医療福祉学会誌、19(3)、123-127
- 12) 売春対策審議会 (編) (1959) 『売春対策の現況』、大蔵省印刷局
- 13) 古川孝順 (1982) 『子どもの権利—イギリス・アメリカ・日本の福祉政策史から』、有斐閣

受付日：2024年5月9日